

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について国・都道府県・政令指定都市へ寄せられた苦情内容等（平成 26 年度分）

平成 28 年 3 月 14 日

内閣府男女共同参画局

(目次)

- ・資料 1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について国・都道府県・政令指定都市へ寄せられた苦情内容等（平成 26 年度分）について
- ・資料 2 行政相談委員に占める女性割合の推移
- ・資料 3 都道府県・政令指定都市における男女共同参画に係る施策の苦情処理の窓口の専従担当者数の推移（平成 27 年 4 月 1 日現在）
- ・資料 4 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理件数及び苦情処理体制等について
- ・参考資料 1 男女共同参画に関する施策についての苦情処理体制等（平成 27 年 4 月 1 日現在）
- ・参考資料 2 苦情処理の制度活用促進のための取組

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について 国・都道府県・政令指定都市へ寄せられた苦情内容等 (平成 26 年度分) について

男女共同参画社会基本法により、国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情の処理等のために必要な措置を講じなければならないとされ、地方公共団体においても、国の施策に準じた施策を行う責務があるとされている。

男女共同参画局においては、政府等に寄せられた苦情内容等の状況について取りまとめ、毎年度、男女共同参画会議（監視専門調査会）に報告を行っている。

記

1 調査対象機関等

- 総務省行政相談制度
- 各府省行政相談窓口等
- 都道府県・政令指定都市の苦情処理機関等

2 調査対象となる苦情

次のいずれかの苦情のうち、いわゆる男女共同参画に関する施策についての苦情に該当するものであって、平成 26 年度中に処理を行ったもの、又は同年度末において未処理のもの

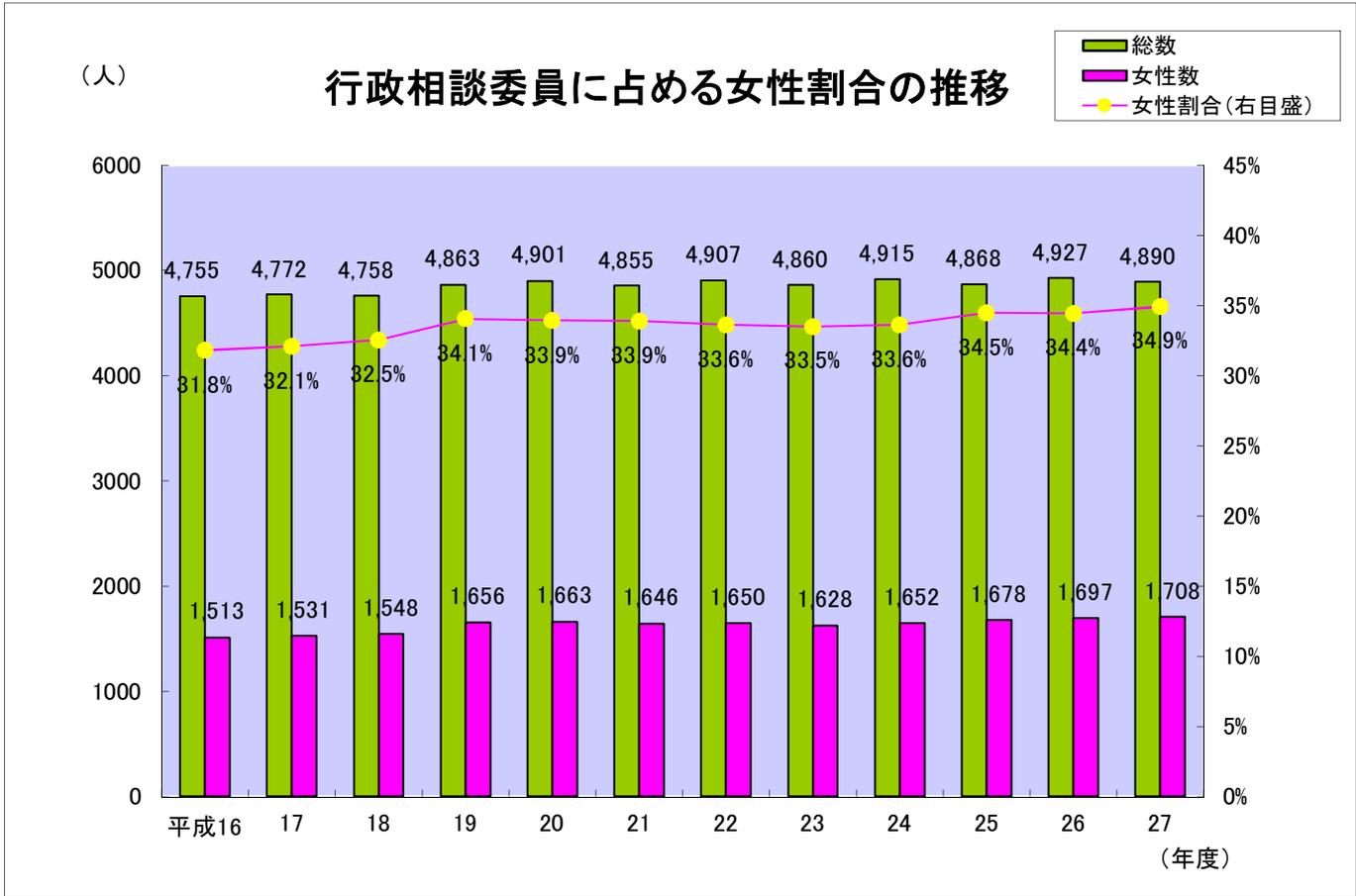
- 国や都道府県・政令指定都市が実施する法律、条例等に基づく制度や公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方に関する苦情
- ※「苦情」には、不平・不満・提案・要望・意見等が含まれる。

3 把握内容

受付年月日、申出者（個人・団体別、性別）、区分（申出内容を男女共同参画基本計画の重点分野ごとに分類したもの）、申出内容、処理年月日（未処理である場合には、その旨）及び処理結果並びに施策改善への反映状況

4 その他

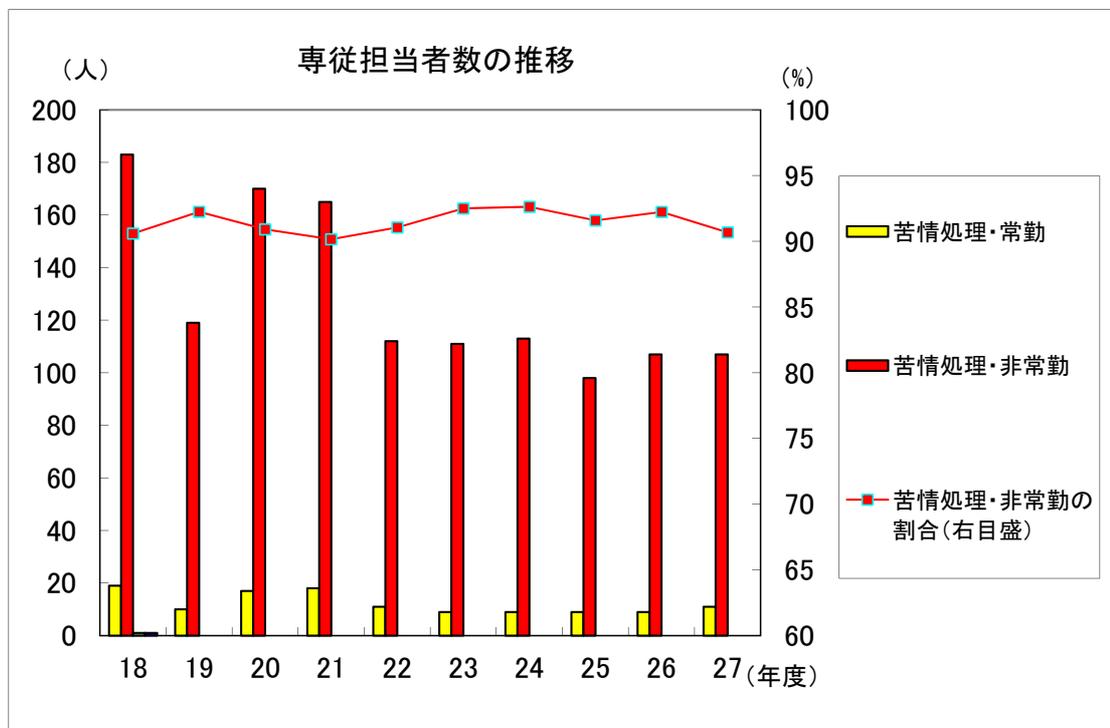
都道府県・政令指定都市については、苦情処理体制についても調査を実施



都道府県・政令指定都市における男女共同参画に係る施策の苦情処理の窓口の専従担当者数の推移（平成27年4月1日現在）

年度	男女共同参画に係る施策の苦情処理体制		
	常勤(人)	非常勤(人)	非常勤の割合(%)
18	19	183	90.6
19	10	119	92.2
20	17	170	90.9
21	18	165	90.2
22	11	112	91.1
23	9	111	92.5
24	9	113	92.6
25	9	98	91.6
26	9	107	92.2
27	11	107	90.7

※ 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。



男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての 苦情処理件数及び苦情処理体制等について

1 国に寄せられた苦情処理件数(平成26年度)

(延べ数)

	カテゴリ別内訳	総務省 行政相談	各省庁 窓口	計
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	12	30	42
2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	36	19	55
3	男性、子どもにとっての男女共同参画	14	2	16
4	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	36	48	84
5	男女の仕事と生活の調和	18	40	58
6	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画	0	0	0
7	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	8	1	9
8	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	4	3	7
9	女性に対するあらゆる暴力の根絶	44	15	59
10	生涯を通じた女性の健康支援	12	21	33
11	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	19	2	21
12	科学技術・学術分野における男女共同参画	2	1	3
13	メディアにおける男女共同参画の推進	1	0	1
14	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	5	4	9
15	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	0	10	10
16	その他(男女共同参画の総合的な推進等)	22	11	33
	合 計	233	207 ※(87)	440

※ ()内の数字は、複数カテゴリに該当する苦情の重複計上を除いた数

(参考)国に寄せられた苦情処理件数の推移(平成18年度～平成26年度)

(延べ数)

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総務省行政相談	184	127	143	127	216	284	285	286	233
各省庁窓口	312 (23,526)	314	172	1,535	291 (13,289)	337 (374)	200	226	207
計	24,022	441	315	1,662	13,796	995	485	512	440

※ 平成19年度までは、当該年度に受付又は処理を行った苦情の件数を計上

※ 平成20年度からは、当該年度に受付及び処理を行った苦情の件数を計上

※ 平成18年度の()内は国家公務員による短時間勤務要望

※ 平成22年度の()内は「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)」意見募集の結果の数

※ 平成23年度の()内は「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての意見・提案募集の結果の数

2 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情処理件数（平成26年度）

（延べ数）

カテゴリ別内訳		都道府県・ 政令指定都市
1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	0
2	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	3
3	男性、子どもにとっての男女共同参画	2
4	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	1
5	男女の仕事と生活の調和	1
6	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進	0
7	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援	0
8	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	1
9	女性に対するあらゆる暴力の根絶	0
10	生涯を通じた女性の健康支援	0
11	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	1
12	科学技術・学術分野における男女共同参画	0
13	メディアにおける男女共同参画の推進	0
14	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進	1
15	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	0
16	その他（男女共同参画の総合的な推進等）	12
合 計		22

※（ ）内の数字は、複数カテゴリに該当する苦情の重複計上を除いた数

（参考）都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情処理件数の推移 （平成18年度～平成26年度）

（延べ数）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
新規受付件数	51	62	65	37	101	43	62	23	20
処理済件数 （注）	56	60	69	32	54	91	58	30	22

（注）処理済件数には、「非該当その他」を含む。

※ 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

3 都道府県・政令指定都市における苦情処理体制等の整備状況 (平成27年4月1日現在)

(1) 処理体制の整備状況

全ての都道府県・政令指定都市(67自治体)において苦情処理体制を整備。

(2) 処理体制の類型

庁内が最多。27自治体が第三者機関を取入れ。

- | | |
|--------------------|-------|
| ○ 第三者機関(男女共同参画に限る) | 25自治体 |
| ○ 第三者機関(行政一般を取り扱う) | 2 " |
| ○ 既存審議会の活用 | 8 " |
| ○ 庁内 | 38 " |

※ 複数の処理体制をもつ自治体がある。

(3) 専従担当者数

32自治体で専従担当者を設置。

- 常勤 11人、非常勤 107人

(4) 苦情処理制度活用促進のための取組例

- 県・市のHP、広報誌、広報媒体(新聞・テレビ・ラジオ)、出前講座等でのPR
- パンフレット、リーフレットの作成配布
- HPでの制度紹介及びHPからの電子申請制度の整備
- ミニカレンダー付きPRカードを市町村、県内書店、図書館、公立病院等へ配布

地方公共団体には、苦情処理のための必要な措置を講ずる法的義務(男女共同参画社会基本法第17条)はないが、国の施策に準じた施策等を行う責務(同法第9条)がある。

男女共同参画に関する施策についての苦情処理体制等（平成27年4月1日現在）

団体名	体制整備 年月日	処理体制の類型					処理機関名	専従担当 者数		受付窓口	受付状況 (平成26年度)			処理状況（平成26年度）					左記処理件数 の内訳	
		第三者 機関 (男女 共同 参画に 限る)	第三者 機関 (行政 一般を 取り扱 う)	既存 審議 会の活 用	庁内 (審議 会等の 意見聴 取有)	その他		常 勤	非 常 勤		総 数	前 年 度 以 前 受 付	当 該 年 度 受 付	総 数	処 理 済 (回 答 済)	非 該 当 其 他	未 済	第 三 者 機 関 ・ 審 議 会 等 に か け て 処 理 し た 苦 情	その他 (男 女 共 同 参 画 担 当 課 や セ ン タ ー 等 の み で 処 理 し た もの な ど)	
																				総数
北海道	H13.10.1	○						2	道民生活課											
	H14.9.1				○				道民生活課、(総合)振興局環境生活課											
	S32.4.1				○				道立女性相談援助センター相談課											
青森県	H18.4.1			○					青森県男女共同参画審議会(苦情等部会)											
岩手県	H15.4.1	○						3	若者女性協働推進室											
宮城県	H20.11.1				○(有)				県政相談室・県民サービスセンター											
	H13.4.1				○			2	みやぎ男女共同参画相談室											
秋田県	H14.4.1			○				4	男女共同参画課、ハーモニー相談室、各地域振興局											
山形県	H14.11.1				○(有)				若者支援・男女共同参画課											
福島県	H14.7.1	○						2	福島県男女共生センター											
茨城県	H14.4.1	○					2	3	女性プラザ男女共同参画支援室											
栃木県	H15.4.1			○					栃木県民生活部人権・青少年男女参画課											
群馬県	H16.9.26				○(有)				人権男女・多文化共生課	1		1	1	1				1		
埼玉県	H12.10.1	○						6	埼玉県民生活部男女共同参画課											
千葉県	H18.11.20	○						6	千葉県男女共同参画苦情処理委員											
東京都	H12.4.1				○				生活文化局都民生活部男女平等参画課	2		2	2	2				2		
神奈川県	H14.4.1				○(有)				男女共同参画施策提案等受付窓口											
新潟県	H14.8.1				○(有)				施策担当課											
富山県	H13.4.1				○(有)			2	富山県民共生センター											
石川県	H14.4.1	○						3	石川県民文化局男女共同参画課											
福井県	H15.4.1				○				福井県男女参画・県民活動課											

団体名	体制整備 年月日	処理体制の類型					処理機関名	専従担当者数		受付窓口	受付状況 (平成26年度)			処理状況(平成26年度)				左記処理件数の内訳	
		第三者 機関 (男女 共同参 画に限 る)	第三者 機関 (行政 一般を 取り扱 う)	既存 審議 会の活 用	庁内 (審議 会等の 意見聴 取有)	その他		常勤	非常勤		総数	前年度 以前受 付	当該年 度受付	総数	処理済 (回答 済)	非該当 その他	未済	第三者機 関・審議 会等にか けて処理 した苦情	その他(男 女共同参 画担当課 やセンタ ー等のみ で処理し たものな ど)
山梨県	S14. 5. 10			○			男女共同参 画審議会苦 情処理部会			県民生活・ 男女参画課									
長野県	H15. 4. 1	○					長野県男女 共同参画推 進指導委員		3	人権・男女 共同参画課									
岐阜県	H15. 11. 1				○ (有)		女性の活躍推 進課			女性の活躍推 進課									
静岡県	H13. 7. 31				○ (有)		男女共同参 画課			男女共同参 画課	5		5	5	5				5
愛知県	H14. 10. 1				○ (有)		男女共同参 画阻害事項 相談委員			男女共同参 画推進課									
三重県	H14. 4. 1				○		三重県環境 生活部男女共 同参画・NPO 課			三重県環境 生活部男女共 同参画・NPO 課	1		1	1	1				1
滋賀県	H14. 4. 1				○ (有)		女性活躍推進 課			女性活躍推進 課									
京都府	H16. 4. 1				○ (有)		施策担当課			男女共同参 画担当課及 び施策担当 課									
大阪府	H14. 8. 1	○					男女共同参 画施策苦情 処理委員		3	男女参画・ 府民協働課									
兵庫県	H14. 10. 1	○					男女共同参 画申出処理 委員		3	男女共同参 画申出処理 委員事務局									
奈良県					○		女性支援課			女性支援課 女性センター 広報広聴課 人権施策課	7		7	7	7				7
和歌山 県	H16. 8. 23				○ (有)		青少年・男 女共同参画 課			青少年・男 女共同参画 課									
鳥取県	H13. 4. 1	○					男女共同参 画推進員		4	男女共同参 画センター	3		3	3	1		2	1	
	H13. 4. 1				○		男女共同参 画推進課			男女共同参 画推進課									
	H13. 4. 1				○		男女共同参 画センター			男女共同参 画センター									
島根県	H14. 6. 1			○		男女共同参 画審議会苦 情処理専門 部会			男女共同参 画室										
岡山県	H14. 4. 1				○ (有)		県民生活部 男女共同参 画青少年課			県民生活部 男女共同参 画青少年課									
広島県	H14. 4. 1				○		施策担当課			人権男女共 同参画課、 施策担当 課、広報課									
山口県	H12. 10. 1				○ (有)		男女共同 参画課			男女共同参 画課 県民相談室									
徳島県	H14. 4. 1				○ (有)		男女参画・ 人権課			男女参画・ 人権課 男女共同参 画交流セン ター									
香川県	H14. 5. 17			○			香川県男女 共同参画審 議会(苦情 処理専門 委員会)		4	政策部男女 参画・県民 活動課									
愛媛県	H14. 10. 1	○					愛媛県 男女共同参 画推進委員		3	愛媛県 男女共同参 画センター									
高知県	H16. 7. 1	○					高知県 男女共同参 画苦情調整 委員		3	高知県 文化生活部 県民生活・ 男女共同参 画課									
福岡県	H13. 10. 19				○ (有)		男女共同参 画推進課及 び関係各課			男女共同参 画推進課	1	1		1	1				1

団体名	体制整備 年月日	処理体制の類型					処理機関名	専従担当者数		受付窓口	受付状況 (平成26年度)			処理状況(平成26年度)				左記処理件数の内訳	
		第三者 機関 (男女 共同参 画に限 る)	第三者 機関 (行政 一般を 取り扱 う)	既存 審議の 活用	庁内 (審議 会等 意見聴 取有)	その他		常勤	非常勤		総数	前年度 以前受 付	当該年 度受付	総数	処理済 (回答 済)	非該当 その他	未済	第三者 機関・ 審議 会等 にか けて 処理 した 苦情	その他 (男 女共 同参 画 担 当 課 や セ ン タ ー 等 の み で 処 理 し た もの な ど)
佐賀県	H13. 4. 1				○ (有)		男女参画・ 県民協働課			男女参画・ 県民協働 課、 県民総合相 談・情報提 供窓口									
長崎県	H14. 4. 1			○	○ (有)		長崎県男女 共同参画審 議会(苦情 処理部会)		3	長崎県 男女共同 参画室									
熊本県	H14. 4. 1				○ (有)		男女参画・協 働推進課			男女参画・協 働推進課 男女共同参 画センタ ー 各地域振興局									
大分県	H14. 6. 1	○					男女共同参 画苦情処理 委員会		2	県民生活・ 男女共同参 画課、 消費生活・ 男女共同参 画プラザ									
宮崎県	H15. 10. 1				○ (有)		生活・協 働・男女参 画課			生活・協 働・男女参 画課									
鹿児島 県	H14. 1. 1				○ (有)		男女共同参 画室及び担 当課			男女共同参 画室及び担 当課									
	S52. 4. 1				○		広報課			広報課									
沖縄県	H15. 4. 1				○		子ども生活福 祉部 平和擁護・男 女参画課及 び 施策担当課			子ども生活福 祉部 平和擁護・男 女参画課及 び 施策担当課									
札幌市	H15. 1. 1				○		男女共同参 画課			男女共同参 画課、 男女共同参 画センター	1		1	1	1				1
	H13. 3. 1		○				市オンブズ マン			市オンブズ マン									
仙台市	H15. 7. 1				○ (有)		市民局 市民協 働推進部 男女 共同参画課			①男女共同 参画課 ②仙台市男 女共同参画 推進セン ター「エ ル・ソーラ 仙台」									
さいたま市	H15. 10. 1	○					さいたま市 男女共同参 画苦情処理 委員		3	男女共同参 画課	1	1		1	1				1
千葉市	H15. 4. 1	○			○		男女共同参 画苦情処理 委員		2	男女共同参 画課									
横浜市	H13. 7. 1	○					「性別による 差別等の相 談」専門相談 員会議		1	男女共同参 画センター 横浜相談セ ンター									
川崎市	H11. 4. 1				○		市民・子ども 局人権・男女 共同参画室		3	市民・子ども 局人権・男女 共同参画室									
	H2. 11. 1		○				川崎市市民 オンブズマ ン		5	川崎市市民 オンブズマ ン事務局	1	1		1	1				1
相模原市	H16. 4. 1	○					男女共同参 画専門員		3	男女共同参 画課									
新潟市	H17. 4. 1	○					男女共同参 画苦情処理 委員		3	男女共同参 画課									
静岡市	H15. 4. 1				○		男女参画・多 文化共生課			男女参画・多 文化共生課									
浜松市	H15. 7. 1	○					男女共同参 画苦情処理 検討委員		4	ユニバーサ ル社会・男 女共同参画 推進課									

団体名	体制整備 年月日	処理体制の類型					処理機関名	専従担当者数		受付窓口	受付状況 (平成26年度)			処理状況 (平成26年度)				左記処理件数 の内訳	
		第三者 機関 (男女 共同参 画に限 る)	第三者 機関 (行政 一般を 取り扱 う)	既存 審議 会の活 用	庁内 (審議 会等 の意見 聴取有)	その他		常勤	非常勤		総数	前年度 以前受 付	当該年 度受付	総数	処理済 (回答 済)	非該当 その他	未済	第三者機 関・審議 会等にか けて処理 した苦情	その他(男 女共同参 画担当課 やセンタ ー等の みで処理 したもの など)
名古屋市	H14. 11. 1	○					名古屋市男女平等参画苦情処理委員		3	総務局総合調整部男女平等参画推進室									
京都市	H16. 4. 1	○					京都市男女共同参画苦情等処理専門員		3	(公財)京都市男女共同参画推進協会									
大阪市	H15. 7. 1	○					大阪市男女共同参画苦情処理委員		3	大阪市民局男女共同参画課	1	1		1		1			1
堺市	H14. 10. 1	○					堺市男女平等相談委員		3	男女共同参画推進課									
神戸市	H15. 10. 1	○					男女共同参画苦情処理委員会		6	男女共同参画課									
岡山市	H13. 10. 1				○ (有)		女性が輝くまちづくり推進課			女性が輝くまちづくり推進課									
広島市	H13. 9. 28				○ (有)		男女共同参画課			男女共同参画課									
福岡市	H16. 10. 1			○			男女共同参画審議会(苦情処理部会)		5	男女共同参画課									
北九州市	H14. 4. 1				○		総務企画局男女共同参画推進課			総務企画局男女共同参画推進課									
熊本市	H24. 4. 1				○ (有)		男女共生推進室			男女共生推進室、総合相談室、各区役所									
計		25	2	8	42 (自治体数は38)	0		11	107		24	4	20	24	21	1	2	4	18

苦情処理の制度活用促進のための取組

地方公共 団体名	取 組 内 容
青森県	青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制を説明しているリーフレット（平成18年度作成）を、適宜関係機関へ配付している。
岩手県	男女共同参画調整委員による苦情処理相談制度について、岩手県のホームページに概要等を掲載している。
福島県	福島県生活環境部男女共生課及び福島県男女共生センターのホームページに、意見申出制度の概要を掲載し、申出様式をダウンロードできるようにしている。
栃木県	栃木県ホームページに掲載 パンフレットを作成し、関係機関に配布
群馬県	群馬県の広報媒体（新聞・テレビ・ラジオ）の活用、県のホームページ掲載により、制度を紹介
埼玉県	苦情処理リーフレットの配布 埼玉県広報紙に利用案内掲載 ミニカレンダー付きPRカードを作成、市町村・県内書店・図書館・公立病院等へ配布
千葉県	千葉県HP及びメールマガジンへの掲載やチラシの配布により県民、市町村への周知を行っている。
東京都	公益財団法人東京都人権啓発センターで、「人権相談のご案内」のチラシを作成し、関係先に配布している。 なお、チラシの内容は、男女共同参画に限定したものではない。
神奈川県	神奈川県ホームページに掲載
新潟県	リーフレットの配布
富山県	富山県のホームページで、相談窓口を案内している。
石川県	石川県男女共同参画苦情処理機関の趣旨や申出方法について記載したパンフレットおよびホームページでの周知
山梨県	女性相談所が併設している『婦人保護施設』には、社会福祉法82条に基づき、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員会を設置し苦情への対応をすることとしている。平成26年度は苦情なし。
長野県	男女共同参画推進指導委員制度を紹介するためのリーフレット（「男女共同参画社会づくりのために～長野県男女共同参画推進指導委員制度をご利用下さい～」）を作成し、市町村担当者会議や、講座・研修会等でPRするほか、県ホームページに掲載し周知に努めている。

地方公共 団体名	取 組 内 容
静岡県	制度活用促進のためのチラシを作成し、県男女共同参画センターに配架している。
愛知県	インターネット等による相談窓口の案内
大阪府	大阪府ホームページで苦情処理制度について紹介
兵庫県	ホームページでの制度紹介
鳥取県	県政だよりへの掲載や新聞お知らせ記事による広報、男女共同参画センター広報紙による制度紹介、団体会合での制度説明やチラシの配布など。
島根県	苦情処理制度や窓口について、県ホームページ・チラシや男女共同参画の各種会議において周知
岡山県	苦情処理制度に特化したPRは行っていないが、様々な相談を受け付ける窓口として、男女共同参画推進センター等のPRを行っている。
山口県	普及啓発パンフレットに苦情相談窓口に関する情報を掲載
徳島県	徳島県ホームページに掲載
香川県	苦情処理制度について香川県ホームページで周知
愛媛県	<p>愛媛県庁ホームページに苦情処理機関である「愛媛県男女共同参画推進委員」のサイトを掲載し、制度の詳細や申出方法などを紹介している。</p> <p>男女参画・県民協働課が毎月発信している「えひめ男女共同参画メール」に、「男女共同参画推進委員制度」を掲載し、制度の周知に努めている。</p>
高知県	広報誌・広報番組（テレビ・ラジオ）等での周知
福岡県	苦情処理制度の概要及び申出書等を福岡県のホームページに掲載し、制度の周知を図っている。
熊本県	熊本県ホームページ及び熊本県男女共同参画ホームページ「ならんで」による周知
宮崎県	苦情処理制度の概要及び申出書様式を県庁ホームページに掲載し、制度の周知を図っている。
鹿児島県	鹿児島県のホームページに制度の概要（Q&A）、処理手順を示したフロー図、申出書の様式などを掲載している。
仙台市	市政だより（市広報誌）、仙台市ホームページに掲載しているほか、関係機関（主に公共施設）の窓口リーフレットを配置している。

地方公共 団体名	取 組 内 容
さいたま市	<p>パンフレットの男女共同参画推進センター、区役所情報公開コーナー、図書館等への設置。</p> <p>ホームページ上での周知。</p> <p>「市報さいたま」への掲載による周知。</p>
千葉市	千葉市のホームページへ掲載
横浜市	<p>区・市の関係窓口及び関係機関へリーフレットを配架</p> <p>ホームページでの案内</p>
相模原市	男女共同参画専門員制度のリーフレットの配布、広報紙に掲載
新潟市	PRチラシの設置、ホームページ掲載
静岡市	広報紙に掲載、パンフレットの作成配布
浜松市	<p>PRチラシの配架</p> <p>ホームページへの掲載</p>
名古屋市	広報なごやへの掲載や市公式ウェブサイトへの掲載による周知及び区役所情報コーナーに申出書を配布し啓発している。
京都市	周知リーフレットの配布
大阪市	<p>大阪市ホームページにおける広報及び電子申請による受付</p> <p>男女共同参画情報誌に制度周知記事を掲載し広報</p> <p>リーフレットを作成し、関連施設に配架し広報</p>
堺市	<p>男女共同参画推進課だより「Windy」に制度概要を掲載</p> <p>堺市のホームページに制度概要を掲載</p> <p>電子申請システムによる申出申請を受付</p> <p>本制度の認知度を上げるために、平成27年度に広報用リーフレットを新たに作成する予定</p>
神戸市	神戸市ホームページにおいて制度のPRを行うほか、地域団体・経済団体ほか全市的な団体が構成する男女共同参画推進会議の機関誌である「すくらむK O B E」に、制度を紹介する記事を掲載し、制度活用の促進を図っている。
岡山市	苦情処理制度の市民への周知を図るため、ホームページで制度を紹介する。
福岡市	各種団体からの依頼に基づく出前講座など、市民と接する機会を捉え、福岡市男女共同参画を推進する条例及び福岡市男女共同参画基本計画（第2次）に関する周知・広報活動において、苦情処理制度についても説明を行っている。

※都道府県・政令指定都市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理制度のPRなど、制度利用促進のための取組を取りまとめたもの。